「4　(2)の再放送の同意の欄には、再放送をする場合に○印を付すとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
5　(3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
」を
「4　(2)の再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
5　(3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。
」に、
「8　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
」を
「8　有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
9　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
」に
改める。

別記第2様式中「3　一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること」を「3　一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項及び第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三十五第三号ハ中「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」を「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十六条の三十六の二第一項中「同号二本文」を「同号ニ本文」に改める。

第四十九条の二第一号中「一日に保育する乳幼児の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設」を「次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設」に改め、同号イ及びロ中「の数」を削り、同号ハ中「組合等」を「組合」に改め、「又は」の下に「同項に規定する」を、「受けて」の下に「当該」を加え、「の数」を削り、同号ニ中「の数」を削り、同号ト中「の数」を削り、同号トをチとし、同号ヘ中「の数」を削り、同号ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

第四十九条の三中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況

第四十九条の三に次の一号を加える。

十　提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第四十九条の七第十四号において同じ。）を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法（当該設置者のウェブサイトを利用する方法を除く。同号において同じ。）を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号（同号において「送信元識別符号」という。）

第四十九条の七中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための送信元識別符号

第四十九条の七中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況

第五十条の三の表第十条第一項第十一条第十五条第十六条第三十六条の三十一第二項の項中「第三十六条の三十一第二項」を「第三十六条の三十三第二項　第三十六条の三十八第二項」に改める。

第三号様式裏を次のように改める。

裏

第十八条の十六　都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十四　都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）